

## 随意契約理由書

1 工 事 名	E T C 中央装置改修工事 (2020-大管・神管)
2 業 者 名	富士通株式会社
3 随意契約理由	<p>本工事は、既存ソフトウェアを流用し、京橋管理所における E T C 中央装置バックアップセンターの更新を行うものである。</p> <p>本工事の施工にあたっては、既存ソフトウェアの特性に精通し、運用への影響を最小限に抑えた更新作業が可能であること、また既存ソフトウェアのシステム移行となるため、運用へ支障が生じた場合にも瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなどの問題が生じないことが契約相手方に求められる要件となる。</p> <p>富士通株式会社は、既存ソフトウェアを含む更新対象装置全体を設計、施工、納入した者であることから、運用への影響を最小限に抑えての更新する能力が認められるだけでなく、更新後の運用に支障が生じた場合にも瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなどの問題が生じないことから、上記要件を唯一具備する者であると認められる。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定により随意契約とするものである。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定による。	